

## 落札者決定基準 (堺市発達障害者支援センター運営業務)

### 1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する堺市発達障害者支援センター運営業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

#### (1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

#### (2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

#### (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{総合評価点} \\ (200\text{点満点}) \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{価格評価点} \\ (60\text{点満点}) \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{技術評価点} \\ (140\text{点満点}) \end{array}}$$

#### (4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

#### (5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

- ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合  
技術評価点が高い者を落札者とする。
- イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合  
技術評価点のうち、評価項目③における各委員の合計点が高い者を落札者とする。
- ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合  
入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

### 2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\boxed{\text{価格評価点} = 60 \text{点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})}$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

### 3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

#### (1) 評価点

技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

#### (2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

#### (3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

#### (4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が8.4点未満の場合は、失格とする。

### 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記(4)における基準点を満たさない場合

**別記 評価表**

評価項目	評価事項	配点	ウエイト	評価点	項目評価点
① 専門性の確保と業務実績等	・過去の発達障害児（者）にかかる同種・類似業務の運営実績が豊富で、十分な成果が期待できるか。 ・発達障害児（者）の支援において必要と考えられる専門性について十分に認識し、その専門性確保のために必要な具体的な取り組みについて考えられているか。	20点	4		
② 運営方針	・本市における発達障害児（者）の支援体制に関する現状（強み・課題）を踏まえたうえで、堺市発達障害者支援センターに期待される役割が記載されているか。 ・本業務目的を理解し、本業務を行う趣旨や目標が書かれた運営方針であるか。	15点	3		
③ 従事者体制・従事者の資質向上	・従事者の資格等について、専門的支援が実現できるものか。 ・従事者の資質向上の重要性を理解しているとともに、その方針、計画、内容が具体的かつ効果的であるか。	15点	3	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない	
④ 支援経験を踏まえた重要なポイント	・これまでの支援経験を踏まえて、発達障害児（者）のそれぞれのライフステージごと（未就学・学齢期・成人期）の支援における重要なポイント、家族支援を行う際の重要なポイントを具体的に認識できているか。	15点	3		
⑤ 業務実施内容（相談支援）	・支援対象者ごとに適切な相談手段を用いてニーズ把握をし、そのニーズに対応する関係機関と連携しながら、相談者の自己決定を促すための工夫をしながら支援がなされることが期待できるか。	15点	3		
⑥ 業務実施内容（発達支援）	・発達支援について、(1)医療／(2)教育・療育（福祉）／(3)生活全般に関する支援と、(4)家族への支援について、どのようなニーズに対してどのような支援を行うのか、(1)(2)(3)(4)のそれぞれについて効果的な提案がなされているか。	15点	3		

⑦ 業務実施内容（就労支援）	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援の実施にあたって、相談者のニーズに合わせて適切な機関と連携が行われることが期待できるか。</li> <li>企業や就労に係る機関への助言について、適切かつ具体的な助言がなされることが期待できるか。</li> </ul>	15点	3	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない	
⑧ 業務実施内容（普及啓発・研修）	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発について、啓発講演会およびパネル展の実施にあたり、適切かつ具体的な実施内容の提案がなされているか。</li> <li>研修については、実施対象ごとの研修内容や実施方法について、具体的かつ実現性が高い提案がなされているか。</li> </ul>	10点	2		
⑨ 個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の保護について、適切かつ厳重に管理される体制が整っているか。</li> <li>個人情報の取扱いについて、利用者へ適切な説明がされているか。</li> </ul>	5点	1		
⑩利用者からの要望や苦情への対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>要望、苦情について、円滑かつ迅速な処理体制及び対応方法が整理されているか。</li> </ul>	5点	1		
⑪ 関係機関への機関コンサルテーションおよび関係機関との連携について	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関への機関コンサルテーションについて、具体的かつ専門的な、実現性の高い提案がなされているか。</li> <li>関係機関での対応が困難な事例（強度行動障害・ひきこもり・触法ケース等）への専門的な支援方法について効果的な提案がされているか。</li> </ul>	10点	2		
		140点 (満点)			点（得点）